

令和5年9月

お客様各位

福島信用金庫

インボイス制度への当金庫の対応について

令和5年10月1日から「インボイス制度」（適格請求書等保存方式）が開始され、お客様が各種手数料をお支払いいただいた場合は、当金庫がお客様に交付する適格請求書等（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫のインボイス対応につきましては、下記のと通りの対応とさせていただきますのでご案内いたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

福島信用金庫	T6380005000522
--------	----------------

2. 営業店の窓口で各種手数料をお支払いいただく場合

(1) 領収書の発行について

営業店の窓口において、現金・小切手・払戻請求書等により各種手数料（両替手数料、カード発行手数料等）をお支払いいただいた場合は、原則としてインボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。

(2) 振込手数料について

窓口備え付けの「振込依頼書」（インボイス対応様式）をご利用のうえお振込みいただいた場合は、複写式「振込金受取書」が振込手数料のインボイスとなります。

インボイス制度開始日以降は、窓口備え付けの「振込依頼書」（インボイス対応様式）をご利用いただきますようお願いいたします。

3. 各種手数料を口座振替でお支払いいただく場合

預金口座から口座振替により、各種手数料（法人インターネットバンキング、各種基本料金、為替自動振込等）をお支払いいただく場合は、インボイスの要件を満たした「手数料取引明細表（インボイス）」DM（ダイレクトメール）を作成しお客様にご郵送させていただきます。

(1) ご郵送対象のお客様

「手数料取引明細表（インボイス）」DMは、法人インターネットバンキングのご契約者様および法人・個人事業主様等を対象としてご郵送いたします。

(2) 「手数料取引明細表（インボイス）」DMは、手数料の発生した日を基準に1ヵ月分をまとめて、手数料の発生した月の翌々月の中旬までにご郵送いたします。（例：令和5年10月分は、令和5年12月発送）

なお、手数料が発生しない月は、ご郵送いたしません。

4. ATM・両替機でのお取引について

ATM および両替機でのお取引については、インボイス交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATM・両替機から出力されるご利用明細等につきましては、インボイス制度に対応した様式改定は行いませんのでご了承願います。

5. インボイスの重複発行について

当金庫が発行する「インボイス管理票」や「手数料取引明細表（インボイス）」DM につきましては、発行する時期が異なることや、抽出する条件が重なる場合がある等の理由で発行済みのインボイスと重複する場合があります。つきましては、実際にお支払いされた「領収書」や「通帳」等と合わせてご確認くださいませようお願いいたします。

※ご不明な点は、お取引店にお問い合わせ下さい。

以 上